

あわら市まちづくり基本条例（案） 提出された意見の概要と市の考え方

意見公募期間：平成20年10月20日～11月7日

条項	意見の概要	市の考え方	原案修正の有
前文	<p>前半は、福井ならどこにでもある自然を述べたもので、あわら市の特徴を述べたものではない。</p> <p>また、「持続可能な地域社会の実現」の意味が不明確である。</p> <p>このほか、前文において「共働」のあるべき姿を示すべきである。解説では、「共働」が「協働」より高い次元にあるとしているが、その根拠が見出せない。</p>	<p>前文の前半は、北潟湖や刈安山、温泉をはじめ、特にあわら市固有の自然や資源を織り込みながら、この条例によるまちづくりのフィールドである私たちのふるさとを表したものです。</p> <p>「持続可能な」とは、その前にある「私たち一人一人がまちづくりの主演として…助け合いながらまちづくりに取り組む」という意識や土壌、仕組みを確立し、その持続を図ることを示すものです。</p> <p>なお、「共働」は、前文でも使用していますが、その定義については、第2条において規定しています。</p>	無
第2条	<p>まちづくりの考え方や方向性は、時代によっても人によっても千差万別である。したがって、「まちづくり」「地域コミュニティ活動」「市民コミュニティ活動」は削除するとともに、次の用語は以下に示すように改めてはどうか。</p> <p>事業者 市内に事務所、事業所又は活動の拠点を有する法人、又はその他団体をいう。</p> <p>参画 市の政策、及び事業（以下「政策等」という。）の計画、実施及び評価に到るまでの過程並びに、まちづくりにおいて市民が主体的に参加し、意思決定に関することをいう。</p> <p>共働 市民及び市が、地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に果たすべき役割を認識し、相互に協力して取り組むことをいう。</p>	<p>ご指摘のとおり、「まちづくり」のみならず、言葉や事象に対する考え方や印象は、人それぞれ様ではありません。このため、この条例においては、条例中使用頻度の高いものや重要なものについて、共通の認識を持てるよう定義付けしたところであります。</p> <p>したがって、ここで定めた定義が、この条例以外に及ぶものではありません。</p> <p>また、「地域コミュニティ活動」と「市民コミュニティ活動」は、この条例で定める「まちづくり」を実践するための重要な核となるものですから、それぞれのコミュニティの設立の動機の違いを明らかにしながら、ここで定義する必要があると考えています。</p> <p>なお、お示しいただいた定義の案に対する考え方は次のとおりです。</p> <p>「事業者」原案と相違はないと考えます。</p> <p>「参画」地方公共団体の意思決定機関は、第一義的には憲法に定める議会であることから、市民の参画は、計画、実施及び評価の過程とまちづくりの活動をその範囲とすべきであると考えます。</p> <p>「共働」共働は、「地域社会の課題の解決を図る」ためだけではなく、まちづくり全般について行うものと考えます。</p>	無

条項	意見の概要	市の考え方	原案修正の有
第3条 第4条	<p>第3条第1項と第4条第1項は、内容が似ていることなどから、これらの条を次のように改めようか。</p> <p>第3条 市民は、自らが自治の担い手であることを自覚し、責任をもって自らの地域のことを考えてまちづくりに積極的に参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、国及び福井県と対等な立場で相互に協力の関係に立って、地方自治の本旨に基づき、基礎的自治体としての政策立案能力の向上と行政基盤の強化に努めなければならない。</p> <p>第4条 市は、市民の意思を反映した市政運営を推進するため、市民が市政に対し意見を述べ、提案できる制度を整備するとともに、市民が参画する機会の確保に努めなければならない。又、市は、必要な限りにおいてこれを支援できるものとする。</p>	<p>第3条は、見出しに示すように、第1項で市民によるまちづくり活動などの自立について、第2項で市の自立について定めています。このように、まず足元を固めて自立した上で、相互に協力することが、この条例でいう「共働」へとつながるものと考えます。</p> <p>ただ、ご指摘のように「自主自立の原則」に「支援」を併記することは適当でないため、これを削除し、第26条で統一的に規定します。</p> <p>また、第4条第1項については、市民一人一人の参画について定めたものであり、これを削除することはできないと考えます。</p> <p>なお、第3条については、ご意見を参考に、次のように修正します。</p> <p>第3条 市民は、自らの責任と自覚において、主体的に地域コミュニティ活動、市民コミュニティ活動その他の活動を行うものとする。</p> <p>2 市は、国及び福井県と対等の<u>関係を保つ</u>とともに、地方自治の本旨に基づき、基礎的自治体としての政策立案能力の向上と行政基盤の強化に努めなければならない。</p>	有
第7条	<p>第1項の「参画」には第2項の内容が含まれているので、第2項は削除すべきと考える。第4条第2項も第7条第2項と同様の趣旨である。</p>	<p>「参画」は、政策等の計画、実施及び評価の過程やまちづくりに市民が主体的に関わることであり、単に意見や提案を述べることは含まれていません。第2項では、こうした機会についても、市民の権利として規定するものです。</p> <p>なお、第4条第2項は市民が意見等を述べやすくするために市が行う環境整備について、第7条第2項は意見等を述べるのが市民の権利であることについて、それぞれ定めているものであり、規定が重複するものではありません。</p>	無
第8条	<p>第8条は「努めなければならない」と強制する文になっているが、罰則規定もなく、また、第4条第1項では「努めるものとする」となっている。条文によって書き方を変えるのはいかがなものか。条例の中の統一性を図るべきである。</p>	<p>第8条は、市民の責務を定めるものであり、後に続く事業者や議会、市長の責務と同様の書き方をしています。この「努めなければならない」は、「自らの発言と行動に責任を持ち」「まちづくりに参画することを受けるものです。こうした書き方をするのは、市民の皆さんもまちづくりに参画する際には、無責任に参画するのではなく、自らの発言や行動に責任を持っていたきたいと考えるからです。</p> <p>一方、第4条は、この条例の基本原則の一つである市民参画の原則を定めたもので、第1項の「努めるものとする」は、「市政及びまちづくりに積極的に参画することを受けるものです。</p> <p>したがって、第4条第1項については、通常の努力規定としています。</p>	無

条項	意見の概要	市の考え方	原案修正の有
第10条	開かれた議会運営を推進するため、第10条を次のように改めてはどうか。 第10条 議会は市政の運営が適切かつ公正に行われているか監視し、牽制する機能を果たすものとする。 2 議会は、開かれた議会運営のため、議会が保有する情報を市民に公開するとともに、会議の公開及び、情報提供の充実により、市民との情報の共有化に努めなければならない。	修正案第1項の「牽制」には、相手を威圧したり、相手の行動を封じるといったネガティブなイメージがあることから、採用は消極的に解します。 また、修正案第2項の情報の公開に関しては、第18条の情報の公開及び提供で定めていることから、ここでの規定は必要ないと考えます。	無
第12条	市長の責務として、職員に対する人材育成の規定を追加してはどうか。	ご意見を参考に、第2項として次のように加えます。 2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。	有
第14条	原案に「共働」の文言を追加してはどうか。	ご意見を参考に、第1項を次のように修正します。 第14条 職員は、全体の奉仕者としての自覚と共働の理念を持って、市民の視点に立ち、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。	有
第16条	第1項は、「財政計画の策定」「効率的な財政運営」「財政の健全性の確保」のように時系列を追うように改めてはどうか。 第2項には、貸借対照表や行政コスト計算書など財務諸表に関するの細かい例示が必要と考える。	第1項については、財政計画を策定することにより財政の健全性を図るとともに、効果的な財政運営を行うという趣旨から、原案どおりとすることでご理解願います。 また、ご提案いただいたように「財政の健全性の確保に努める」では、努力規定になってしまい、強制性に欠けることから、原案どおり「行わなければならない」という義務規定のままにしたいと考えます。 第2項については、条例で決算に関する具体的な資料を指定することは、制度変更時の手続等も考慮した場合に適当でないと考えられることから、原案どおりとすることでご理解願います。ただし、これらの詳細な資料は、積極的に公表しますので、ご了承願います。	無
第18条	情報を提供するだけでなく、これによる市民との情報の共有まで規定すべきと考える。	情報の共有については、第6条で規定しているため、ここでの規定は不要と考えます。 なお、ご意見を参考に、第6章の章名を「情報の公開、保護等」に修正します。	有
第19条	条文中には「保護」という文言が入っていない。個人情報とは適正に取り扱うのではなく、「個人情報の保護に努めなければならない」とすべきである。	見出しにあるように、第19条は個人情報の保護について定めています。 ご提案のように「努めなければならない」では、努力規定となってしまい、市に対する強制性に欠けることになることから、「適正に取り扱わなければならない」という義務規定としています。	無

条項	意見の概要	市の考え方	原案修正の有
第22条	市民から寄せられた意見に対する市の考え方を公表することについて、規定すべきである。	あわら市では、平成16年に「あわら市パブリックコメント手続に関する要綱」を定め、政策等の案の公表から、寄せられた意見の概要と市の考え方の公表等について定めています。 この条は、パブリックコメント手続を実施する根拠として定めるものであり、詳細な手続については、要綱に委任するものです。	無
第25条 第26条	第25条第1項では地域コミュニティ活動への参加を強制し、第2項の市民コミュニティ活動へは自由意思となっており、条文に統一が取れていない。 また、第26条第2項は、第3条第1項と重複する。 したがって、これらの2条を削除すべきである。	あわら市のまちづくりと活性化を考えた場合に、行政区などの地縁によるコミュニティ活動には、市民の皆さんに積極的に参加していただきたいことから、第25条第1項はこれを求める書き方としています。 一方、地縁によらず、一定の目的などによるコミュニティ活動には、市民の皆さんの自由意思により参加することが理想的であることから同条第2項のような書き方をしています。 第26条は、コミュニティ団体との共動について定めていますが、第2項に規定する「必要な支援」も共動の一形態であると考えられることから、この条で確認的に規定しています。	無
追加	この条例の位置付けが規定されていない。 市の最高規範として、この条例を位置付けることが最も重要である。	確かに、先進自治体には、自治基本条例を自治体の最高規範として位置付けているところが半数程度あるようです。 こうした規定は、おそらく日本国憲法第97条から第99条までの規定に倣ったものと考えられます。 この条例についても、全文をご覧いただければ、同様の趣旨が読み取れることと思います。 しかしながら、ご存知のように、憲法は、その改正に関し第96条で特別の手続が定められるなど、法律とは明らかに法規範としての性格が異なるものです。 そもそも、法律自体がその制定の根拠を憲法に求めています。 一方、同じく憲法第94条をはじめ、地方自治法などに基づき定められる条例には、特別法と一般法の関係により優先順位がつけられることはありますが、基本的に上下の区別はありません。もちろん、改正の際の特別議決の規定なども設けることはできません。 こうした理由により、あわら市においては、この条例の位置付けを明文化していないものです。	無
その他	あわら市には、金津創作の森というすばらしい施設があり、さまざまな分野の芸術家がここに入居している。 あわら市のまちづくりを進めるに当たっては、この入居作家とも協力すべきと考える。	金津創作の森の入居作家の皆さんも、この条例で規定する市民であり、まちづくりを進めるに当たっては、共動の原則に立って、力を合わせて取り組んで生きたいと考えています。	-